

一月当たりの水道料金（税抜）

用途	料金区分	水量	料金（改定前）	料金（改定後）
家事用	基本料金 （1月につき） +	5 m ³	1,150円	1,374円
		計量料金 （1 m ³ につき）	6 m ³ ～10 m ³	151円
		11 m ³ ～25 m ³	177円	211円
		26 m ³ ～	208円	248円
家事用 以外	基本料金 （1月につき） +	10 m ³	3,000円	3,584円
		計量料金 （1 m ³ につき）	11 m ³ ～30 m ³	186円
		31 m ³ ～50 m ³	210円	250円
		51 m ³ ～100 m ³	255円	304円
		101 m ³ ～500 m ³	283円	338円
		501 m ³ ～1,000 m ³	286円	341円
		1,001 m ³ ～	288円	344円

※公衆浴場用や消防用、臨時用（工業用水など）の改定はありません。

水道料金が変わります

問い合わせ 水道グループ (0555001)

◎請求1回あたり（2カ月分）の影響額の目安

	水量	改定前	改定後	差額
家事用 (税込)	10 m ³	2,484円	2,966円	482円
	20 m ³	4,114円	4,910円	796円
	30 m ³	6,026円	7,190円	1,164円
	40 m ³	7,938円	9,468円	1,530円
	50 m ³	9,848円	11,748円	1,900円
家事用 以外 (税込)	20 m ³	6,480円	7,740円	1,260円
	50 m ³	12,506円	14,934円	2,428円
	100 m ³	23,586円	28,130円	4,544円
	200 m ³	51,126円	60,962円	9,836円
	300 m ³	81,690円	97,466円	15,776円

※このほかの料金や影響額については、市公式ウェブサイトに掲載している影響額早見表をご覧ください。水道グループまでお問い合わせください。

▶市公式ウェブサイト



◎新料金での支払開始時期

水道料金は4月1日より、改定しますが、3月31日(日)以前から引き続き、水道を利用している場合については、4月分までは改定前の料金となります。

なお、水道料金は、2カ月に1度の支払いとなっており、支払月はお住まいの地域により異なりますので、改定後の料金への移行時期についても、お住まいの地域により異なります。

偶数月請求の地域

⇒6月請求分（うち5月分のみ）から

上登別町、登別温泉町、中登別町、登別東町、登別本町、登別港町、富浦町、新栄町、幸町、千歳町、幌別町、常盤町、中央町、柏木町、富士町、片倉町、新川町

※6月請求分の検針時に投函する『水道使用量等のお知らせ』について、改定前後の料金が混在するため、請求予定金額を印字することができません。請求予定金額については、併せて投函する料金表で確認いただくか、水道グループにお問い合わせください。

奇数月請求の地域

⇒7月請求分から

桜木町、青葉町、緑町、大和町、若山町、富岸町、新生町、栄町、若草町、鷺別町、美園町、上鷺別町

平成31年4月1日から、水道料金を改定します。市は、今後も安全で安心な水道水の供給に努めていきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。